

桑江直哉議員の質疑と答弁（平成 23 年 12 月 22 日）

◆桑江直哉議員 皆さん、こんにちは。これから午後 6 時から、うりずんでいろいろあるということで、早速通告書に従いまして一般質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

（途中割愛）

①防災計画における津波対策では、何階以上の建物が津波避難の対象となるかについてお伺いいたします。
②埋立地の交通発生量は、1 日何台か。車を利用して訪れる人は 1 日何人かについて、お伺いいたします。

（以下、割愛）

◎仲本兼明総務部長 桑江直哉議員の一般質問にお答えいたします。

通告書 38 ページ、質問事項 4. の質問の要旨(2)の①防災計画における津波対策では、何階以上の建物が津波避難の対象になるかについてでございます。現在、本市の東部地域における津波対策で一時避難ビルの高さを 5 階以上と設定をしております。

◆桑江直哉議員 関係部長、また市長、御答弁ありがとうございました。それでは再質問のほう行かせていただきます。

（途中割愛）

防災計画における津波対策では何階以上の建物が津波の避難の対象になっているかとの質問で 5 階以上という回答、ありがとうございました。再質問なのですけれども、今回埋立予定地の建物で 5 階以上の建物は何棟あるのか、また、もしそこに避難できる人は何人ぐらいいるのかというのがわかれば、教えていただきたいと思います。これで再質問を終わります。以上です。

◎島田孝建設部参事 再質問にお答えをいたします。

（途中割愛）

現在、東部地区、埋立地におきましては 5 階以上の建物と想定しているのはホテル用地という形になります。そしてホテル用地につきましては、これからまた企業との相談といいますか協議、あるいは企業間との防災協定等の関係で考えておりますけれども、ただ、地区内での防災に対する考え方といいますのは、やはり避難場所、避難経路の確保をしっかりとっていくというのが基本的にあります。そのために今後におきましても企業誘致の段階においても、しっかりとした検討をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。